

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年11月11日（平成28年（行個）諮問第167号）

答申日：平成29年7月18日（平成29年度（行個）答申第68号）

事件名：本人が行った年金請求の裁定に関する文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成26年10月に老齢基礎年金を決定した際の関係書類一式（何を根拠に決定されたのか分かる書類すべて）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成28年6月27日付け厚生労働省発年0627第1号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

本件抹消された件につき原状回復されたく本申立（請求）いたします。併せて、しかるべき釈明文の交付を請求します。

個人情報開示請求の件につき、平成28年6月17日付けにおいて、委任状（特定個人）提出済みです（提出先事務所：特定年金事務所（責任者）担当）。

したがって、本開示を受けた平成28年7月15日付け資料は、余りにも矛盾しており、抹消された件の全部につき原状回復すべきであると意見申述させていただきます。

よって、本件につき嚴重に調査実施のうえ、しかるべき釈明文を交付されたく、上申いたします。

（2）意見書

（前略）

審査請求人と介助人が、諮問庁を訪れて当該保有個人情報の全面開示

及び謄写交付請求を求めた原因は、「公的年金に係る業務取扱い従事者による不正事務処理の存在（当該電磁的記録不正作出及び供用の件を含む）」が判明したためである。また、諮問庁において黒塗り（ノリ弁状態）にされた当該記録は「審査請求人に対する給付額決定に当たっての根拠（基）として行使された」審査請求人に関する個人情報であるから、それを隠し通さなければならない正当な理由など、諮問庁に有するはずが無いと判断したためであります。

よって、以下に諮問庁で黒塗りされた当該個人情報の標題を表示の上、それら全部の開示（原状回復により開示）するのが相当であるとの主張をさせていただきます。

（中略）

以上、右（１）～（１８）に表示の件が、審査請求人に対する基礎年金給付額決定（月額２８，０００円）に当たり行使されている個人情報の中で、諮問庁によって黒塗りされた審査請求人に関する個人情報です。

しかるに、審査請求人は右の件につき、「その黒塗りされた件の全部を原状回復することを求めるとともに、併せて、その全部の開示及び謄写交付を請求した」ものであります。

したがって、「諮問庁による不開示は不当、かつ、その理由付けをも不当である」として、本件審査請求を行ったものであることから、審査請求人による主張は正当であることは明らかです。

よって、諮問庁による現決定を取り消すとともに、併せて、審査請求人による主張点の全部が認められるのが相当であるとの主張をいたします。

第３ 諮問庁の説明の要旨

１ 本件審査請求の経緯

（１）本件審査請求人である開示請求者（以下、第３において「請求者」という。）は、平成２８年５月２６日付けで処分庁に対して、法１２条１項の規定に基づき、「特定年月に老齢基礎年金を決定した際の関係書類一式（何を根拠に決定されたのか分かる書類すべて）」に係る開示請求を行った。

（２）これに対して、処分庁が平成２８年６月２７日付け厚生労働省発年０６２７第１号により部分開示決定（原処分）を行ったところ、請求者はこれを不服として、同年８月１８日付け（同日受付）で本件審査請求を提起したものである。

２ 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした別表に掲げる部分のうち一部を新たに開示した上で、その余の部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、「特定年月日 A 付け年金請求（国民年金・厚生年金保険老齢給付）の裁定に関する書類一式」であり、以下の文書 1 及び文書 2 に大別される。

① 文書 1

年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）及び添付書類（請求者提出資料）

② 文書 2

千葉年金相談センター等が年金裁定の審査に当たり収集した基礎年金番号情報照会回答票等及び事務連絡文書

(2) 原処分における不開示部分と適用条項について

原処分における不開示部分と適用条項を以下のとおり確認する（不開示部分は文書 2 のみに該当あり。）。

- ・ 「基礎年金番号情報照会（統合年金記録）回答票（資格画面）」に記載されている配偶者の年金記録に係る情報（法 14 条 2 号）
- ・ 「被保険者記録照会（配偶者）」における配偶者の基礎年金番号、制度、取得年月日、喪失年月日（法 14 条 2 号）
- ・ 請求者以外の年金記録・被扶養者記録に係る情報（法 14 条 2 号）
- ・ 「届書（申請書等）の返戻等について（特定年月日 B 付け）」に記載されている日本年金機構東京事務センター（以下「東京事務センター」という。）の電話番号（法 14 条 7 号柱書き）

これらの不開示部分については、別表に掲げたとおり、その一部は法 14 条各号に該当しないことから諮問に当たり開示することとし、その余の部分は不開示を維持することが妥当と考えられるため、以下、不開示情報該当性について説明する。

(3) 不開示情報該当性について

ア 法 14 条 2 号該当性

法 14 条 2 号の規定により不開示とした部分には、特定個人の氏名、生年月日及び住所等、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）が記載されている。また、特定個人に係る年金額、被保険者記録及び標準報酬月額等が記載されており、これらは他人に知られることを忌避する特定個人の機微にわたる私的な情報であるため、個人識別部分を除いたとしても、開示することにより、なお請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある。

よって、当該不開示部分は、法 14 条 2 号に該当し、かつ同号ただ

し書イからハまでのいずれにも該当しないことから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条7号該当性

法14条7号の規定により不開示とした部分には、東京事務センターの担当部署直通電話番号が記載されている。これは一般に公にされておらず、これを開示すると業務に無関係な電話が大量かつ集中的に架けられる等、当該担当部署及び担当者が必要とする業務遂行上の連絡に支障を来す等、独立行政法人等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法14条7号柱書きの不開示情報に該当することから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(4) 請求者の主張について

請求者は、審査請求の趣旨及び理由として、請求者が特定年月日Cに特定年金事務所に対し、配偶者から配偶者本人の保有個人情報開示請求に関する委任を受けたとして委任状を提出しており、この委任状は本件開示請求にも有効であることから、原処分において不開示とされた部分はその全部を開示すべきである旨主張しているが、法12条に基づく開示請求は、請求者を本人とする保有個人情報について、法14条各号に基づき開示・不開示を判断すべきものであり、請求者の主張は採用できないと考える。

4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした別表に掲げる部分のうち一部を新たに開示した上で、その余の部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-------------|-------------------|
| ① | 平成28年11月11日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月22日 | 審議 |
| ④ | 平成29年6月29日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑤ | 同年7月13日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、「平成26年10月に老齢基礎年金を決定した際の関係書類一式（何を根拠に決定されたのか分かる書類すべて）」に記録された保有個人情報の開示を求めるものであり、具体的には、「平成26年8月13日付け年金請求（国民年金・厚生年金保険老齢給付）の裁定に関する

る書類一式」に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、一部を新たに開示した上で、その余の部分については、原処分を維持することが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 法14条2号該当性について

諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分（下記（2）において判断する部分を除く。）には、審査請求人以外の特定個人の氏名、性別、生年月日、住所、基礎年金番号、年金額、被保険者記録、標準報酬月額等が記載されている。

これらの情報は一体として、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に、法15条2項による部分開示の可否について検討すると、氏名、性別、生年月日、住所及び基礎年金番号は個人識別部分であることから、部分開示の余地もない。また、年金額、被保険者記録、標準報酬月額等は、一定の範囲の者には個人の特定や推測ができる可能性を否定し難く、個人識別部分を除いたとしても、開示することにより、なお審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないことから、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 法14条7号柱書き該当性について

文書2の60頁の不開示部分には、東京事務センターの担当部署直通電話番号が記載されているものと認められる。

諮問庁の説明では、当該電話番号は、一般には公開されていないとのことであり、これが公にされた場合、本来の業務目的以外の電話が東京事務センターに不特定多数の者等から大量かつ集中的にかけられるおそれがあることは否定できず、東京事務センターが必要とする緊急かつ円滑な連絡体制に支障が生じる可能性があるなど、独立行政法人が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条2号及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 文書番号, 文書名及び頁		2 不開示部分	3 不開示情報該当性(法14条)	
文書番号	文書名	頁		
1	年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)及び添付書類(請求者提出資料)	1ないし24	なし	—
2	千葉年金相談センター等が年金裁定の審査に当たり収集した基礎年金番号情報照会回答票等及び事務連絡文書のうち			
	老齢年金の事務処理におけるチェックリスト	25及び26	なし	—
	基礎年金番号情報照会回答票(基本情報)	27	なし	—
		37及び49	①出力項目名及び事務処理ガイド ②上記①を除く部分	新たに開示 2号
	基礎年金番号情報照会(統合年金記録)回答票(資格画面)	28	手書き部分	2号
		38及び50	①出力項目名及び事務処理ガイド ②上記①を除く部分	新たに開示 2号
	被保険者記録照会(基本)	29	なし	—
	被保険者記録照会(配偶者)	30	①配偶者記録1及び2の年金制度並びに配偶者資格記録の取得年月日及び喪失年月日	2号
			②配偶者記録1及び	新たに

		2の基礎年番等	開示
被保険者記録照会 (納付II)	3 1 ないし 3 3	なし	—
被保険者記録照会回 答票(資格画面)	3 4	なし	—
	4 1 ないし 4 4	①出力項目名及び事 務処理ガイド ②上記①を除く部分	新たに 開示 2号
制度共通漢字氏名索 引照会回答票(氏名 索引)	3 5	なし	—
制度共通被保険者記 録照会回答票(職歴 原簿参照)	3 6	なし	—
	5 1 及び 5 2	①出力項目名(0 1 被保険者基礎年金番 号, 0 2 国民年金の 手帳記号番号, 0 3 厚生年金の手帳記号 番号, 0 4 船員保 険の手帳記号番号, 0 5 帳票出力指示, 制 度, 事業所/船舶所 有者/共済組合名 等, 取得年月日, 喪 失年月日及び月数に 限る。), 手書き部 分及び事務処理ガイ ド ②上記①を除く部分	新たに 開示 2号
*新法*受給権者原 簿記録回答票(現 存・特別)	3 9 及び 4 0	①事務処理ガイド	新たに 開示
		②上記①を除く部分	2号
*共通*受給権者原 簿記録回答票(現 存・新法)	4 5	①氏名(フリガナ) の出力項目名及び記 載内容, 基礎年金番 号の出力項目名及び 記載内容, 年金コー ドの出力項目名及び 記載内容, 生年月日	新たに 開示

		の出力項目名及び記載内容，住所，配偶者 0 1 の出力項目名，配偶者 0 1 の生年月日の出力項目名及び記載内容，配偶者 0 1 の氏名（フリガナ）及び基礎年金番号並びに事務処理ガイド	
		②上記①を除く部分	2号
*新法*年金額歴史回答票（独自）	4 6	①事務処理ガイド	新たに開示
		②上記①を除く部分	2号
被扶養者記録照会回答票（案内画面）	4 7 及び 4 8	①事務処理ガイド	新たに開示
		②上記①を除く部分	2号
職歴審査照会回答票（事業所情報）	5 3	①事務処理ガイド	新たに開示
		②上記①を除く部分	2号
制度共通年金見込額照会回答票	5 4 ないし 5 7	なし	—
本人に渡した教示文書	5 8	なし	—
返品理由書・連絡票	5 9	なし	—
届書（申請書等）の返戻等について	6 0	東京事務センターの電話番号	7号柱書き
	6 5	なし	—
書類の回送について	6 1 及び 6 4	なし	—
国民年金の期間照会について（回答）	6 2	なし	—
被保険者記録照会回答票	6 3	なし	—
国年・厚年 老齢給付裁定請求書	6 6	なし	—

（注）対象文書には頁番号は付番されていないが，対象文書の1枚目ないし66枚目に1頁ないし66頁と付番したものを「頁」として記載している。